

刈谷市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項、第11項、第5条第1項、第15項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定により市に対し各種の直接請求をする場合に署名を必要とする選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和7年3月3日

刈谷市選挙管理委員会

委員長 神 谷 強

- | | |
|--|----------|
| 1 市の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を市長に請求するために必要な数（請求するための最小限度の数。以下同じ。） | 2, 471人 |
| 2 市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、その他法令又は条例により設置する市の委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関し、市の監査委員監査を請求するために必要な数 | 2, 471人 |
| 3 市の合併協議会設置を市長に請求するために必要な数 | 2, 471人 |
| 4 市の合併協議会設置で、住民投票を実施するために必要な数 | 20, 584人 |
| 5 市の議会の解散を市の選挙管理委員会に請求するために必要な数 | 41, 168人 |
| 6 市の議会の議員の解職を市の選挙管理委員会に請求するために必要な数 | 41, 168人 |
| 7 市長の解職を市の選挙管理委員会に請求するために必要な数 | 41, 168人 |
| 8 市の副市長、選挙管理委員会の委員若しくは監査委員の解職を市長に請求するために必要な数 | 41, 168人 |
| 9 市の教育委員会の委員の解職を市長に請求するために必要な数 | 41, 168人 |